

○交付申請 2－1 及び 2－2 「事業経費明細」の記入要領

3（1）及び 4（1）「事業経費明細」の見積内容に応じた記入要領について、以下の事例をご参照ください。
※見積書の明細に記載された品目ごとの記載を原則とし、一部簡略化のため例外を定めています。

パターン①						
見積書の件名	「図鑑 5 点」					
見積書の内訳	単価の同じ図鑑 5 点（植物、花、動物、恐竜、天体）					
記載方法	内容は異なるが同じ図鑑で、単価が 5 点とも同じなので、1 行に記載可能。					
	見積番号	品名	申請区分	数量	単価	金額
	1	図鑑	教具	5	1,260	6,300

パターン②						
見積書の件名	「楽器類 3 点」					
見積書の内訳	単価は同じだが、品目が異なる楽器 3 点（トライアングル、タンバリン、マラカス）					
記載方法	品目が異なるので、明細ごとに記載。					
	見積番号	品名	申請区分	数量	単価	金額
	2	トライアングル	教具	1	1,100	1,100
	2	タンバリン	教具	1	1,100	1,100
	2	マラカス	教具	1	1,100	1,100

パターン③						
見積書の件名	「絵本ほか 5 点」					
見積書の内訳	単価も品目も異なる絵本ほか 5 点（絵本A、絵本B、図鑑C、ボール、なわとび）					
記載方法	単価も品目も異なるので、明細ごとに記載。					
	見積番号	品名	申請区分	数量	単価	金額
	3	絵本A	教具	2	1,320	2,640
	3	絵本B	教具	1	770	770
	3	図鑑C	教具	2	1,260	2,520
	3	ボール	教具	3	550	1,650
	3	なわとび	教具	6	660	3,960

【例外】社会通念上同種であることが明らかな商品を多数購入する場合						
原則として、「事業経費明細」は、見積書の明細に記載された品目ごとに記載頂くものであり、単価・商品種類がともに同じである場合（パターン①）を除き、まとめた記載は受理できません。						
ただし、見積書上は商品名ごとに区別されるが、社会通念上同種であることが明らかな商品を多数購入する場合には、交付申請 2 には下記のとおり「〇〇一式」等と記載し、別紙にて購入する商品の一覧表（様式自由。品目名・数量・単価・総額の記載を含むこと）を提出頂くことでも対応可能です。						
	見積番号	品名	申請区分	数量	単価	金額
	4	絵本一式	教具	1	50,000	50,000

なお、下記 2 点にご注意ください。

- ・「一式」として記載可能な商品例、記載不可能な商品例は下記のとおりです。
○絵本、図鑑、CD、DVD、人形 ✕楽器、おもちゃ、その他個々に形状が異なる物品
なお、「一式」記載が可能な物品についても、購入種類が少ない場合には原則として個別の記載をお願いします。
- ・「一式」として書面を作成頂くのは書類作成の労を省くための措置であり、交付決定そのものは個別の物品に対して行われます。このため、交付決定後に同価格の別商品を購入したり、交付決定後に値上がりした物品と値下がりした物品とで価格を均して補助金を申請することはできません。